

協議第 1 5 号

障害者福祉事業の取扱いについて

障害者福祉事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 障害者計画については、新市の総合振興計画策定に合わせ策定する。
- 2 障害者スポーツ大会については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。
- 3 福祉医療助成については、現行のとおりとする。ただし、支給方法については、合併する年度の翌年度に再編する。
- 4 難病患者支援については、合併時に深谷市の制度に統合する。
- 5 手話通訳派遣事業については、合併時に深谷市の制度に統合する。
- 6 重度身体障害者（児）日常生活用具給付等事業については、合併時に深谷市の制度に統合する。
- 7 身体障害者（児）補装具の修理交付事業については、合併時に深谷市の制度に統合する。

平成 1 7 年 1 月 1 2 日提出

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会
会 長 深谷市長 新 井 家 光

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

協定項目	22-11 障害者福祉事業の取扱い	関係項目	障害者計画に関すること 障害者スポーツ大会に関すること 福祉医療助成に関すること（重度障害者）	専門部会	福祉部会
			難病患者支援に関すること 手話通訳派遣事業に関すること 重度身体障害者（児）日常生活用具給付等事業に関すること 身体障害者（児）補装具の修理交付事業に関すること	分科会	社会福祉分科会
調整方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者計画については、新市の総合振興計画策定に合わせ策定する。 2 障害者スポーツ大会については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。 3 福祉医療助成については、現行のとおりとする。ただし、支給方法については、合併する年度の翌年度に再編する。 4 難病患者支援については、合併時に深谷市の制度に統合する。 5 手話通訳派遣事業については、合併時に深谷市の制度に統合する。 6 重度身体障害者（児）日常生活用具給付等事業については、合併時に深谷市の制度に統合する。 7 身体障害者（児）補装具の修理交付事業については、合併時に深谷市の制度に統合する。 				

現 況				具体的調整方針
深谷市	岡部町	川本町	花園町	
1 障害者計画に関すること				
[名称] 深谷市障害者プラン	[名称] 岡部町障害者福祉計画 (後期)	[名称] 川本町障害者福祉計画	[名称] 花園町福祉推進計画	障害者計画については、 新市の総合振興計画策定 に合わせ策定する。
[策定時期] 平成11年3月	[策定時期] 平成15年12月	[策定時期] 平成15年3月	[策定時期] 平成15年3月	

現 況				具体的調整方針
深谷市	岡部町	川本町	花園町	
[計画期間] 平成11年度から 平成17年度まで	[計画期間] 平成15年度から 平成19年度まで	[計画期間] 平成15年度から 平成19年度まで	[計画期間] 平成15年度から 平成19年度まで	
2 障害者スポーツ大会に関すること				
<p>【目的】 障害者がスポーツを通じてお互いに親睦を深め、心と体のリフレッシュを図り、すべての人が障害及び障害者に対する理解を深め、障害者スポーツの振興を図る。</p> <p>[市主催大会] ・深谷市ふれあいスポーツ大会</p> <p>[参加大会] ・ふれあいピック (埼玉県障害者スポーツ大会)</p>	<p>【目的】 障害者がスポーツを通じてお互いに親睦を深め、心と体のリフレッシュを図り、すべての人が障害及び障害者に対する理解を深め、障害者スポーツの振興を図る。</p> <p>[町主催大会] ・岡部町障害者スポーツ大会</p> <p>[参加大会] ・ふれあいピック (埼玉県障害者スポーツ大会) ・大里郡障害者スポーツ大会 ・岡部町町民体育祭</p>	<p>【目的】 障害者がスポーツを通じてお互いに親睦を深め、心と体のリフレッシュを図り、すべての人が障害及び障害者に対する理解を深め、障害者スポーツの振興を図る。</p> <p>[町主催大会] ・なし</p> <p>[参加大会] ・ふれあいピック (埼玉県障害者スポーツ大会) ・大里郡障害者スポーツ大会 ・川本町町民体育祭</p>	<p>【目的】 障害者がスポーツを通じてお互いに親睦を深め、心と体のリフレッシュを図り、すべての人が障害及び障害者に対する理解を深め、障害者スポーツの振興を図る。</p> <p>[町主催大会] ・なし</p> <p>[参加大会] ・ふれあいピック (埼玉県障害者スポーツ大会) ・大里郡障害者スポーツ大会</p>	<p>障害者スポーツ大会については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p>

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

現 況				具体的調整方針
深谷市	岡部町	川本町	花園町	
3 福祉医療助成に関すること（重度障害者）				
<p>【概要】 保険診療の一部負担金及び入院時食事療養費の標準負担額を助成する。 [対象者]（15年度） 2,165人 ・身体障害者手帳 1～3級 ・療育手帳 A・A・B ・65歳以上で、老人保健法の認定を受けた者</p> <p>[件数] 45,065件 [支給方法] 外来（市内） ・国保：現物給付 ・老保：現物給付 ・社保：償還払い</p>	<p>【概要】 保険診療の一部負担金及び入院時食事療養費の標準負担額を助成する。 [対象者]（15年度） 460人 ・身体障害者手帳 1～3級 ・療育手帳 A・A・B ・65歳以上で、老人保健法の認定を受けた者</p> <p>[件数] 8,192件 [支給方法] 65歳未満 ・償還払い 65歳以上 ・レセプト払い</p>	<p>【概要】 保険診療の一部負担金及び入院時食事療養費の標準負担額を助成する。 [対象者]（15年度） 272人 ・身体障害者手帳 1～3級 ・療育手帳 A・A・B ・65歳以上で、老人保健法の認定を受けた者</p> <p>[件数] 4,726件 [支給方法] 65歳未満 ・償還払い 65歳以上 ・レセプト払い</p>	<p>【概要】 保険診療の一部負担金及び入院時食事療養費の標準負担額を助成する。 [対象者]（15年度） 285人 ・身体障害者手帳 1～3級 ・療育手帳 A・A・B ・65歳以上で、老人保健法の認定を受けた者</p> <p>[件数] 4,048件 [支給方法] 65歳未満 ・償還払い 65歳以上 ・償還払い</p>	<p>福祉医療助成については、現行のとおりとする。ただし、支給方法については、合併する年度の翌年度に再編する。</p>

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

現 況				具体的調整方針
深谷市	岡部町	川本町	花園町	
外来（市外） ・償還払い 柔道整復師の外来も含む。 入院（市内外） ・償還払い				
4 難病患者支援に関すること				
【概要】 難病患者に対し、医療費の一部負担金について助成金を支給する。 [登録者数]（15年度） 167人 埼玉県指定疾患医療受給者証の交付を受けている者 [支給額] 年3万円 （上限額）	該当事業なし	該当事業なし	該当事業なし	難病患者支援については、合併時に深谷市の制度に統合する。

現 況				具体的調整方針
深谷市	岡部町	川本町	花園町	
5 手話通訳派遣事業に関すること				
<p>【概要】 聴覚障害者が公共機関等において申請手続等を行う際、コミュニケーションを円滑かつ確実にできるように手話通訳者の派遣を行う。</p> <p>[利用日等] 年中無休 AM8:00～PM9:00 (6時間以内)</p> <p>[登録手話通訳者] 10人</p> <p>[利用実績](15年度) 派遣回数 520回</p>	該当事業なし	該当事業なし	該当事業なし	手話通訳派遣事業については、合併時に深谷市の制度に統合する。

現 況				具体的調整方針
深谷市	岡部町	川本町	花園町	
6 重度身体障害者（児）日常生活用具給付等事業に関すること				
<p>【概要】 在宅の重度身体障害者等に日常生活用具を給付又は貸与する。</p> <p>[対象者] 在宅の重度身体障害者（児）</p> <p>[用具の種目] 特殊寝台、特殊マット、入浴補助用具、体位変換器、盲人用時計等</p> <p>[利用実績]（15年度） ・ 障害者 136件 ・ 障害児 3件</p> <p>[負担割合] ・ 障害者 国1/2 市1/2 ・ 障害児 国1/2 市1/2</p>	<p>【概要】 在宅の重度身体障害者等に日常生活用具を給付又は貸与する。</p> <p>[対象者] 在宅の重度身体障害者（児）</p> <p>[用具の種目] 特殊寝台、特殊マット、入浴補助用具、体位変換器、盲人用時計等</p> <p>[利用実績]（15年度） ・ 障害者 6件 ・ 障害児 2件</p> <p>[負担割合] ・ 障害者 国3/4 町1/4 ・ 障害児 国1/2 県1/4 町1/4</p>	<p>【概要】 在宅の重度身体障害者等に日常生活用具を給付又は貸与する。</p> <p>[対象者] 在宅の重度身体障害者（児）</p> <p>[用具の種目] 特殊寝台、特殊マット、入浴補助用具、体位変換器、盲人用時計等</p> <p>[利用実績]（15年度） ・ 障害者 0件 ・ 障害児 1件</p> <p>[負担割合] ・ 障害者 国3/4 町1/4 ・ 障害児 国1/2 県1/4 町1/4</p>	<p>【概要】 在宅の重度身体障害者等に日常生活用具を給付又は貸与する。</p> <p>[対象者] 在宅の重度身体障害者（児）</p> <p>[用具の種目] 特殊寝台、特殊マット、入浴補助用具、体位変換器、盲人用時計等</p> <p>[利用実績]（15年度） ・ 障害者 10件 ・ 障害児 0件</p> <p>[負担割合] ・ 障害者 国3/4 町1/4 ・ 障害児 国1/2 県1/4 町1/4</p>	<p>重度身体障害者（児）日常生活用具給付等事業については、合併時に深谷市の制度に統合する。</p>

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

現 況				具体的調整方針
深谷市	岡部町	川本町	花園町	
[利用者負担額] 市全額補助	[利用者負担額] 国基準の負担額	[利用者負担額] 国基準の負担額	[利用者負担額] 国基準の負担額	
7 身体障害者（児）補装具の修理交付事業に関すること				
<p>【概要】 身体障害者等の補装具の修理及び交付を行う。</p> <p>[対象者] 身体障害者手帳所持者</p> <p>[用具の種目] 盲人安全つえ、補聴器、車椅子、人口喉頭、ストマ用装具等</p> <p>[利用実績]（15年度） ・ 障害者 （交付） 1,138件 （修理） 84件 ・ 障害児 （交付） 198件 （修理） 119件</p>	<p>【概要】 身体障害者等の補装具の修理及び交付を行う。</p> <p>[対象者] 身体障害者手帳所持者</p> <p>[用具の種目] 盲人安全つえ、補聴器、車椅子、人口喉頭、ストマ用装具等</p> <p>[利用実績]（15年度） ・ 障害者 （交付） 52件 （修理） 2件 ・ 障害児 （交付） 3件 （修理） 9件</p>	<p>【概要】 身体障害者等の補装具の修理及び交付を行う。</p> <p>[対象者] 身体障害者手帳所持者</p> <p>[用具の種目] 盲人安全つえ、補聴器、車椅子、人口喉頭、ストマ用装具等</p> <p>[利用実績]（15年度） ・ 障害者 （交付） 45件 （修理） 5件 ・ 障害児 （交付） 2件 （修理） 1件</p>	<p>【概要】 身体障害者等の補装具の修理及び交付を行う。</p> <p>[対象者] 身体障害者手帳所持者</p> <p>[用具の種目] 盲人安全つえ、補聴器、車椅子、人口喉頭、ストマ用装具等</p> <p>[利用実績]（15年度） ・ 障害者 （交付） 69件 （修理） 8件 ・ 障害児 （交付） 14件 （修理） 1件</p>	<p>身体障害者（児）補装具の修理交付事業については、合併時に深谷市の制度に統合する。</p>

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

現 況				具体的調整方針
深谷市	岡部町	川本町	花園町	
[負担割合] 国 1/2 市 1/2	[負担割合] 国 1/2 県 1/4 町 1/4	[負担割合] 国 1/2 県 1/4 町 1/4	[負担割合] 国 1/2 県 1/4 町 1/4	
[利用者負担額] 市全額補助	[利用者負担額] 国基準の負担額	[利用者負担額] 国基準の負担額	[利用者負担額] 国基準の負担額	

関係法令等抜粋

【障害者基本法】

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、障害者の福祉を増進し、及び障害を予防する責務を有する。

(障害者基本計画等)

第7条の2 (略)

2 (略)

3 市町村は、障害者基本計画(都道府県障害者計画が策定されているときは、障害者基本計画及び都道府県障害者計画)を基本とするとともに、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

【知的障害者福祉法】

(国、地方公共団体及び国民の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、知的障害者の福祉について国民の理解を深めるとともに、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護の実施に努めなければならない。

2 (略)

【身体障害者福祉法】

(国、地方公共団体及び国民の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護を総合的に実施するよう努めなければならない。

2 (略)